

自然災害発生時の対応指針（要項）

（目的）

第1条 この要項は、台風、大雨、地震など自然災害発生時の対応について定め、安全配慮を目的とした指針を示す。

（基準）

第2条 事業所や業務対象エリアに出される気象庁発表の警報（暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、特別警報等）を行動の判断基準とする。

- 2 地震発生時の判断は、交通機関、通信電気水道等のインフラの停止、道路状況などを行動の判断基準に、また、法人本部や責任者との連絡が取れない場合なども、緊急事態とし行動の判断基準とする。

（判断）

第3条 以下の条件にて判断する

- ① 出勤前に警報が出されている場合 → 責任者に確認後自宅待機
- ② 出勤中に警報が出された場合 → 責任者に確認後安全確保し帰宅へ
但し、警報が短時間で解除される可能性がある場合は自身の安全を確保し責任者の指示でその場にて警報解除を待つ。
- 2 地震発生時は、2条2項の基準に従い、安全確保を最優先し出勤せず、自宅待機ならびに避難所待機とする。
- 3 事前に予想される自然災害の場合は、責任者ならびに事務局はオーナーとの協議を行い、組合員の安全確保につとめること。

（連絡体制）

第4条 自然災害発生時、現場責任者は事務局員や事務局長と相談のもと速やかに組合員の安全確保につとめる。

- 2 その際の連絡体制は、電話、メール、SNSを活用し、メール、SNSに関しては先方に伝わったことを確認できるようやり取りをすること。

（給料の取り扱い）

第5条 就業規則39条1項（5）の定めに従い、自然災害にて休業や途中帰宅、自宅待機となった場合は特別休暇扱いとする。

- 2 その期間については組合が必要と認めた期間とする。

- 3 個別の事情がある場合は責任者、総務経理と相談をおこない個別の取り扱いをすることがある。

(BCP)

第6条 業務継続計画（BCP）を定めている事業所の組合員は本指針を踏まえつつも、基本的に事業所別に制定をしたBCPに従い行動するものとする。

付 則

この要項は、2023年12月19日から施行する。